

7月9日付掲示「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月9日）

6月25日付掲示「課外活動自粛要請の継続について」（以下「継続について」とする）の内容を踏まえた上で、表題の掲示（以下「緩和について」とする）の内容について質問します。

1. 「継続について」の中で、課外活動の全面的な自粛要請を継続する理由として、『三密』を伴いやすいから」「教育機関たる大学として、課外活動に正課を超えるプライオリティがあるとは言えないから」という2点が挙げられています。この内容については私自身納得し、課外活動の自粛の必要性について理解したつもりでした。

しかし「緩和について」の中では、活動再開に当たって『三密』の回避について注意を払うような指示がある一方、先の2点目については一切触れられていないように見えます。『三密』を伴わない、屋外での課外活動については、正課を越えるプライオリティがあると仰るのでしょうか。この緩和については、「正課の授業以上の慎重さ」をもった、京都大学としての判断の結果なのでしょうか。

2. 屋内での活動については、『三密』を回避することは真に不可能とお考えなのでしょうか。全国の小中学校では、マスクの着用や、頻繁な換気などの対策を行って、通常に近い授業を再開していることが報道されています。様々な工夫を行うことで安全性を確保しようとする取り組みは、屋外でも屋内でも、各団体がそれぞれに行うことができるのではありませんか。一律に屋内・屋外という線引きをして、課外活動の可否を定めるのは、多種多様な課外活動の形態に対して不公平ではありませんか。

日々変化する状況の中で、教授や職員の方々が様々によりよい大学生活の実現に向けて努力されているのは十分理解していますが、今回の「緩和について」の内容は、「継続について」の発表から2週間しか経過しておらず、社会全体として感染状況が改善したとは思われない状態で唐突に発表されたため、なかなか理解することができません。どうか以上2点について、お返事を頂きたいと思います。

【回答】（回答日：2020年7月14日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

1. 今回の自粛緩和については、6月15日付の感染拡大予防マニュアルで述べている正課の対面授業の段階的再開の第三段階となるタイミングで、対面授業の実施状況等も踏まえて限定的に緩和したものです。

2. 屋内での活動については、『三密』を回避することは不可能とは思っていません。しかしながら、屋内での活動は、屋外に比べ『三密』を生じやすいことは事実です。そのため段階的に、まずは屋外の活動から認めるということにいたしました。